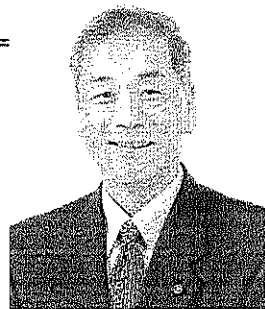


こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2018年5月20日号



モリカケ、北朝鮮など国政報告会(5/12)

小規模民泊なら不在OK!? 自粛か屈服か、国言いなりに 一方、「原則常駐」と市民の声を反映

「民泊をめぐる攻防激化」

17日から5月議会が始まっています。主な議案を紹介します。

民泊関連では、旅館業法の改正に伴う条例(※1)の改正案が提案されています。しかし市長は、改正された法律だけでなく、国言された官僚の単なる「通知」内容をも、今回の条例改正案に取り入れています。この「通知」は、「営業者が近くに居れば、その民泊自体

には居なくてもよい」との内容(施設外玄関帳場)で、営業者不在を認める代物です。「通知」には、自治体は従う義務はありません。地方自治体の自主性を忘れた国言いなりの自粛路線と言うべきか、それとも自主性を放棄した、国への屈服路線とも言うべきなのか。しかし、この施設外玄関帳場を「小規模民泊」(客室数1、一晩9人以内)に限ったことや、「原則、客滞在中の営業者の常駐」を

(※1) 例えば法律で「細かいことは条例で決めて下さい」と規定されたりしている場合など、関連条例で具体化することになります。法律は国会で決めますが、条例とは、京都市議会のように各地方自治体の議会で決める、その自治体での「法=決まり」のことです。

条例改正案2つのポイント

- 1、旅館業法の改正を受けて政令・省令(※2)も改正された。曰く「TVカメラ等で客の出入りが確認できる『代替設備』を設置すれば帳場を設けなくてもよい」。政省令だから従わなければならない、との市の考えです。
- 2、「玄関帳場は、その施設の外(10分位の所)に設ければ(『施設外玄関帳場』)、その施設には設けなくてもよい」。これは国の官僚が一片の「通知」で言っているだけのことで、市は「原則は常駐」だが、小規模宿泊施設の場合は、この通知の通りでよいと条例提案しています。従わなければならない義務はありません。

(※2) 政令とは、法律のうちの詳細部分を内閣で(国会抜きに)決めるもの(≒施行令)、更に細かいことを大臣が決めるのが省令(≒施行規則)。一応、自治体の条例は、法律・政省令に従わなければならないとされていますが、場合によっては自治体で「上乘せ」できます。例えば法律・政省令で「老人医療窓口負担2割」でも自治体で「1割」と決めてもよい、と井上議員は考えています。

条例案に盛り込んだことは、井上議員なども再三求めてきたことで、市民の運動の大きな成果です。市民の世論と規制緩和の動きとの狭間で、攻防の激化というか、せめぎ合いの度合いが激しさを増しています。日本共産党は、営業者の常駐、規制強化を求めて頑張ります。

住民の相談相手は民間大企業!? 八条団地建替え再整備事業

もう一つの重要議案は八条市営住宅の再整備計画です。エレベーターの設置や耐震化は要求実現です。しかし、建替え中の住居移転の相談や、完成後の住宅の所有・維持管理(10年間)などは、民間事業者(長谷工コーポレーション等、東京や大阪の大手企業)に委ねます。また、付帯事業

用地と称し、現在の団地敷地の南側約4分の1を同共同事業体に売却、分譲マンションを建てる、との予定です。南区では、市営住宅の応募がいつも何十倍もの倍率なのに、今回の整備事業では、部屋を65戸も減らす計画です。民間大企業に営業の場と機会を提供・拡大しようと、自治体がこ

ういう方式を採用すれば補助金をばらまくなど、政府が誘導しています。市も、設計や住居移転の相談など本来の公的役割を放棄し、戸数を減らしてまで、この誘導策に乗っている現状です。再整備は住民が主人公で、と井上議員は訴えています。

